

委託契約書(案)

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、林業試験場 道東支場 試験林等 管理運営業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第 2 条 乙は、別紙の委託業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、平成 3 1 年 4 月 日 から平成 3 1 年 1 1 月 1 5 日 までとする。

（委託料）

第 4 条 業務委託料 金 , 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 , 円）

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等禁止）

第 7 条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第 8 条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

（業務処理責任者等）

第 9 条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び主任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は主任者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第 1 0 条 甲は、業務処理責任者及び主任者が、業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から 1 0 日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（業務内容の変更）

第 1 1 条 甲は、必要がある場合は、業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは、一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（施設の使用等）

第 1 2 条 甲は、乙が委託業務のために要する室を指定するものとする。

2 乙は、指定された室について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

(報告義務)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
 - (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
 - (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(業務完了報告等)

第14条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を委託作業の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた月の翌月25日(25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日)に委託料を支払わなければならない。ただし、甲が指定する様式による請求書を指定する期限までに提出した場合に限る。
- 3 業務委託料の支払場所は、甲の理事長勤務場所とする。

(前金払)

第16条 乙は、業務委託料の10分の3以内の前金払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた月の翌月25日(25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日)に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4に相当する額を超えるときは、その減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の使用等)

第17条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(かし担保)

第18条 委託業務の作業内容等にかしがあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- ただし、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第14条第2項の規定による検査の日から1年以内にこれを行わなければならない。

(履行遅滞)

第19条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲に対し、その理由を付した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議の上書面をもって定めるものとする。

- 2 前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、乙は、延長前の委託期間の満了の日の翌日から委託業務の完了の日までの日数に応じ、委託料の額につき5パーセントの

割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

- 3 甲は、その責めに帰すべき理由により第15条第2項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(検査の遅延)

第20条 甲がその責めに帰すべき理由により第14条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第15条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規定を適用するものとする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
 - (3) 第22条第1項各号に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。
- 2 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第22条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第16条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第16条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第16条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は見積書の徴収が行われたものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき

- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（不正行為に伴う賠償金）

- 第23条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第3条に規定する委託期間に係る委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1号、第3号及び第4号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（相殺）

- 第24条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する業務委託請求権その他の債権と相殺することができる。

- 第25条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、第19条第1項に規定する場合のほか、必要あるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

- 第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第11条第1項の規定により、委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 第11条第1項の規定による委託業務の一時中止の期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えることとなるとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係わる業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務の処理が不可能となったとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

- 第27条 契約が解除された場合において、第16条の規定による前払金があったときは、乙は、第21条又は第22条の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第25条又は第26条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

（損害賠償）

- 第28条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、そ

の損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その賠償の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第29条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第30条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第31条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月 日

札幌市北区北19条西11丁目

甲 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

理事長 田中 義克 ㊟

(担当部局：森林研究本部)

住所

乙氏名

㊟